工事請負契約書 会社控え

下記の条件により契約致します。

年　月　日

No.

印紙貼付欄

ふりがな	㊞	係	担当	主任	管理	経理
お名前						

ご住所	〒　－　ふりがな	
	府県　市郡	
TEL	自宅（　）　局番　番	会社／携帯（　）　局番　番

工事名	数量	単価	金額

申込金		残金	
小計			
消費税（　%）			
契約合計金額			

お支払い方法			
完工払	完工払いの場合は完了後７日以内		
クレジット	支払回数	回	
	支払開始日	月　日から	

●備考

施工予定日　年　月　日から　年　月　日迄

※施工予定日につきましては天候等の事由により多少の変動がある場合があります。

工事を施工しない日（　）　工事を施工しない時間帯（　）

添付書類　□見積書　□仕様書　□設計図　□その他（　）

打ち合わせ内容	参考図

株式会社 コスモ

〒581-0801 大阪府八尾市山城町1-2-8-102

TEL.072(992)7344㈹　FAX.072(992)7685

工事請負契約約款

（総則）

第１条　注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

２　この契約書および、添付の御見積書、仕上げ表、打ち合わせシート等にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払いを完了する。

（打ち合わせどおりの工事が困難な場合）

第２条　施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実状に適するように内容を変更する。

２　前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

（一括下請負・一括委任の禁止）

第３条　あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請け負わせることができない。

（権利・義務などの譲渡の禁止）

第４条　注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。

２　注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建設設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

（完了確認・代金支払い）

第５条　工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認のうえ引き渡しを行い、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

（支給材料、貸与品）

第６条　注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。

２　請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。

３　請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

（第三者への損害および第三者との紛議）

第７条　施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。

２　前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰するべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更）

第８条　工期内に物価等の変動により請負代金が著しく不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、注文者と請負者で協議して請負代金を変更する。

（不可抗力による損害）

第９条　天災その他自然的または人為的事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

２　前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。

３　火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

（契約不適合の責任）

第10条　工事の目的物が引渡されてから１年以内に民法上の契約不適合が発見された場合、請負者は民法に定める責任を負う。

（工事の変更、一時中止、工期の変更）

第11条　注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。

２　前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。

３　請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。

（遅延損害金）

第12条　請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数１日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6％の割合を乗じた額の違約金（損害賠償額の予定。以下、「違約金」について同じ。）を請求することができる。

２　注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の１日につき、支払遅滞額に年14.6％の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

（紛争の解決）

第13条　この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

（反社会的勢力の排除）

第14条　注文者が、個人であると団体であるとを問わず、次の各号のいずれかに該当する場合、又は該当すると請負者が認めた場合には、請負者は何らかの通知・催告なしに、この契約の全部又は一部を解除又は解約できるとともに、それにより被った損害の賠償を注文者に請求することができる。

①注文者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下、反社会的勢力という）である場合、又はあった場合。

②注文者の主要な出資者、代表者、役員、経営幹部もしくは実質的に経営権を有するもの（以下、注文者の役員等という）が反社会的勢力である場合、又はあった場合。

③注文者が、自ら又は第三者を利用して、請負者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。

④注文者が、自ら又は第三者を利用して、請負者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。

２　請負者が前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除又は解約した場合には、注文者に損害が生じても、請負者はこれを一切賠償しない。

（個人情報の取扱い）

第15条　注文者は、この契約が請負者の総合的な監督の下、注文者の個人情報（ただし、要配慮個人情報を除く）の一部が、請負者の指定する施工業者、資材メーカー等の第三者に、この契約の履行及び工事完了後のアフターメンテナンス等において必要な範囲内に限り利用されることを承諾するものとする。

（補則）

第16条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

（特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書）

ご契約いただきまずリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする場合には、工事請負契約書及びこの説明書を充分お読み下さい。

（注）「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

１．契約の解除（クーリングオフ）を行おうとする場合

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする場合には、工事請負契約を締結した日から起算して８日を経過するまでは、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

ア）お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

イ）壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）又は、3,000円未満の現金取引

②上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

③通常必要とされる量を著しく超える商品等の契約を結んだ場合は、契約後１年間は契約の解除が可能になる場合があります。

２．上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合

①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

④役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

⑤すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

＊通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後一年間は契約の解除が可能になる場合があります。

＊クーリングオフにおける書面、文書は特定商取引法の解釈上、電子メール等ではなく、紙媒体の書面等に拠るものでなければならないとされています。